

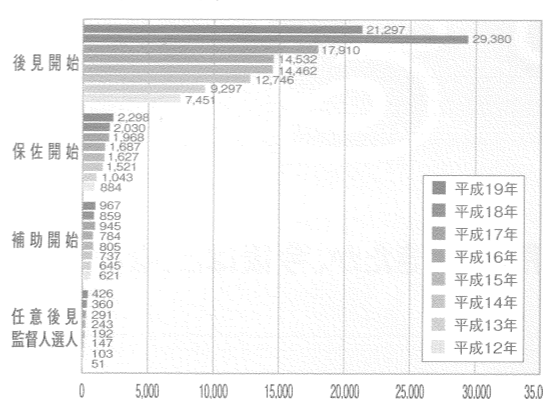
成年後見制度から10年

「どのように利用されてきたか、今後はどうなる？」

申立件数は伸びている

後見開始の申立件数は、平成12年度の7,451件から年々増加し、平成18年度には29,380件に達しています。これは平成12年度件数の約4倍に相当します。また、後見開始に比べて件数は少ないものの、保佐及び補助開始の申立件数も年々増加傾向にあり、約10年間で、成年後見制度を利用している方々が確実に増加しているといえます。

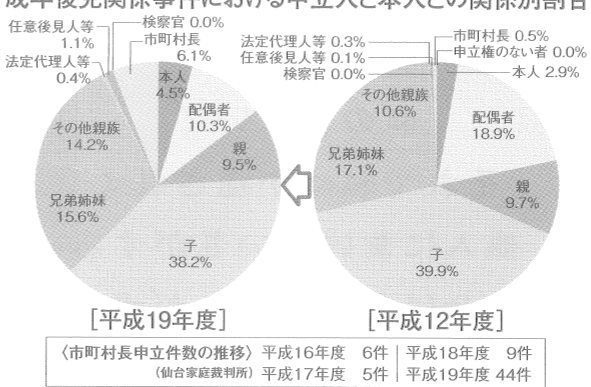
成年後見関係事件申立件数表(当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数)



市町村長申立が増加

申立人と本人との関係別割合を比較すると、市町村長による申立件数の増加が顕著で、平成12年度は23件でしたが、平成19年度は1,564件となり約68倍、平成13年度の115件と比べても約13倍の増加となっています。なお、仙台家庭裁判所における市町村長申立件数の推移は左記のとおりです。

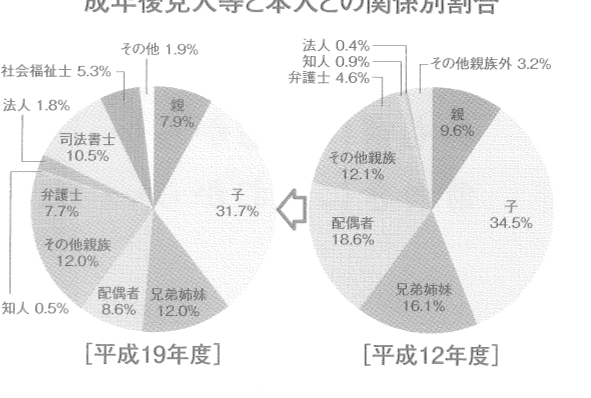
成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



親族以外の後見等が増加

平成19年度における成年後見人等の受任者は、親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他の親族が全体の約72%を占めていますが、平成12年度におけるそれは約90%以上を占めていました。一方、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、平成12年度が全体の10%弱(弁護士116件、司法書士等117件、法人13件)だったの

成年後見人等と本人との関係別割合



～事例紹介(市町村長による申立事例)～

○Aさん 男性(87歳)、知的障害、特別養護老人ホーム入所中
 ○申立人 町長
 ○申立の動機 介護保険契約の締結、預貯金の管理
 ○成年後見人 司法書士
 Aさんには、重度の知的障害があり、特別養護老人ホーム(以下「ホーム」)に入所中。長年障害年金を受け取ってきたことから、多額の預貯金があり、その管理をする必要があるとともに、介護保険制度の施行に伴い、ホームの入所手続きを措置から契約へ変更する必要があった。Aさんは他に身寄りがなく、知的障害のため本人との契約締結が難しいことから、町長が後見開始の審判の申立を行う。
 家庭裁判所の審理の結果、司法書士が成年後見人に選任される。その後、成年後見人がホームとの入所契約を締結し、引き続きサービスを受けられるようになった。
 現在、成年後見人は毎月ホームを訪問し1カ月の利用料を支払うほか、夏祭りやクリスマス会にも参加し、Aさんの見守りを行い、定期的に家庭裁判所に業務内容を報告している。

に対し、平成19年度では全体の約28%に増加しています(弁護士1,809件、司法書士2,477件、社会福祉士1,257件、法人417件)。以上から、親族以外の第三者が選任される件数が着実に増加していることがうかがえます。

せんだい・みやぎ成年後見支援ネットの活動

平成19年4月、せんだい・みやぎ成年後見支援ネットが発足しました。成年後見制度の総合的な相談・援助とともに、普及・啓発活動を行っています。現在、事務局長1名、相談員2名の3名体制。必要に応じて訪問相談も受け、県内全域を対象としています。

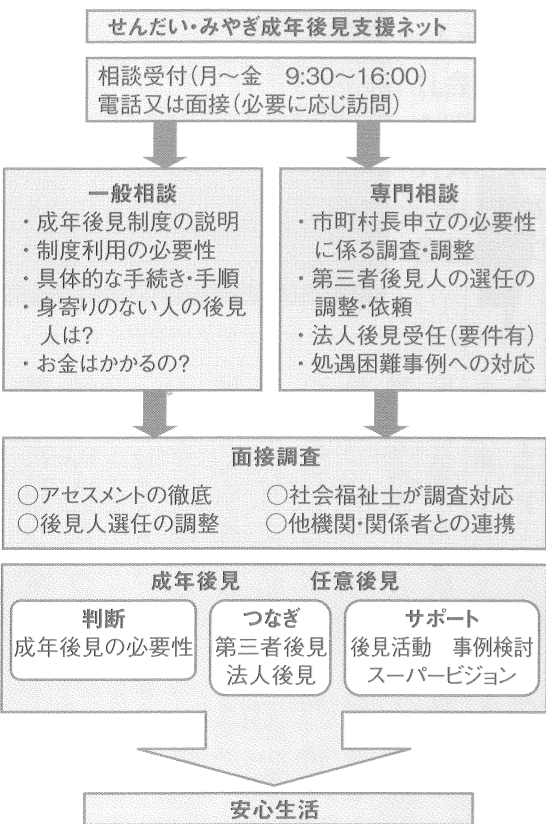
年間450件以上の相談を受け、の中で感じていることは、仙台市とそれ以外の地域の温度差。仙台市内には専門職を含めて社会資源が多く、例えば成年後見受任者の調整もある程度可能ですが、その他の地域では十分ではありません。また、市町村によって取り組み体

制に違いがあり、まだまだ足並みは揃いません。そこで、必要なのは各圏域のネットワーク体制作り。既に活動を始めている仙台市成年後見サポート推進協議会のような体制が圏域ごとにできることが望まれます。

成年後見人等の新たな担い手 法人後見・市民後見

今後は、親族以外の第三者が成年後見人等を担うケースがますます増えていくことが予想されますが、長期にわたる後見を必要とする場合や個人での後見が難しい場合などは、法人後見の役割が重要です。また、見守りや声掛けなどを通して、本人と同じ目線・市民という立場で日常生活を中心に支

せんだい・みやぎ成年後見支援ネット
 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ7階
 TEL 022(211)1511 FAX 022(393)5351



～第4回 成年後見セミナーのお知らせ～
 とき 平成22年2月27日(土)午後1時～4時
 ところ 仙台市福祉プラザ 2階ふれあいホール
 (仙台市青葉区五橋2-12-2)
 参加費 1,000円
 内容 第1部 後見落語
 「落語で楽しく学ぶ「成年後見制度」」
 落語家 桂 ひな太郎 氏
 第2部 パネルディスカッション
 「地域における権利擁護を考える～成年後見活動の新たな担い手「市民後見人」への期待としくみづくり」
 【申し込み・問い合わせ先】
 仙台市社会福祉協議会
 TEL022-217-1610 FAX022-213-6457
 E-メール kenri-yogo@shakyo-sendai.or.jp

仙台市成年後見サポート推進協議会の構成
 ・高齢者・障害者の権利に関する委員会(仙台弁護士会)
 ・社団法人 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部(宮城県司法書士会)
 ・権利擁護センターばあとなあ宮城(宮城県社会福祉士会)
 ・東北税理士会
 ・宮城県行政書士会
 ・仙台市
 ・仙台市成年後見総合センター(仙台市社会福祉協議会)

援する市民後見人の必要性が高まっています。
 仙台市成年後見総合センターでは、昨年から市民後見人養成事業を行っており、現在22名が受講中です。3月には、全講座で約90時間の研修が終了し、来年度には地域で活躍する市民後見人が誕生する予定です。
 (宮城県社会福祉協議会取材・作成)

成年後見制度とは?

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護サービスの契約締結などの必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方々を支援するのが成年後見制度です。
- 法定後見制度(後見・保佐・補助)と任意後見制度の2つに大別されます。
 - ・法定後見制度…家庭裁判所により選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が本人の利益を考えながら、本人に代わって契約をしたり、預貯金の管理などを行い支援します。

法定後見制度	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		

・任意後見制度…本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)に、自分の療養看護や財産管理に関して代理権を与える契約を公正証書で結んでおく、というものです。

出典「成年後見関係事件の概況」(最高裁判所事務総局家庭局)
 「成年後見制度 成年後見登記」(法務省民事局パンフレット)